

中国古代仏寺称謂攷
——祠と寺——

町田 隆吉

The Name to the Buddhist Temple
in Ancient China

——About the Change from “ci 祠” to “si 寺”
of the name to the Buddhist Temple ——

Takayoshi Machida

Obirin University, *Obirin Review of International Studies*, No. 13, 2001
桜美林大学『国際学レヴュー』第13号（2001年）

Summary

Buddhism spreaded to China around the first century. After that Buddhism was accepted to the Chinese society slowly and good, the Buddhist temple came to be constructed and even the Buddhist Scriptures had been translated to Chinese gradually.

This paper analyzed mainly the historical documents from the first century through the fifth century, Dunhuang (敦煌) manuscripts and Turpan (吐魯番) manuscripts to know when the name of the Buddhist temple changed into “si 寺” from “ci 祠”.

The Buddist temple was called “ci 祠” in the Later Han (後漢), or Eastern Han (東漢) dynasty. In the third century, it has come to be called “si 寺” in the China mainland. However, it was still called “ci 祠” in the early fifth century in the Hexi (河西) region. Futhermore it was still called “ci 祠” in the late fifth century in the Turpan (吐魯番) region.

The chinese character “si 寺” standing for the Buddhist temple was from the name of the government office called “si 寺”.

* * *

1. はじめに

仏教が中国に伝わったのは後漢の時代（1世紀ころ）といわれている。それにともない、仏塔をはじめとして仏像を安置したり僧尼が居住したりする建物を含む施設（いわゆる仏教寺院、仏寺）が造られるようになったのであるが、それらは後漢代から唐代までの間に宮塔式（塔壁に多くの仏龕がある様式で、塔に詣でることが功徳になる）・樓塔式（樓塔内に仏像を安置する様式で、その前での誦経が功徳になる）・廊院式（宮塔もしくは樓塔を一元的に寺院の中心とする様式でなく、殿塔樓閣など様々な建物を組み合わせた多元的様式の寺院）の3様式をへて完成を見たという（張 p. 199-224）。こうした仏寺が、その当初に「祠」と称され、後に「寺」と呼ばれるようになったことについては、例えば福井康順氏や王素氏、そして譚世保氏などによってすでに論じられてきたところである（福井 p. 186-197、王 A p. 137-141、譚 p. 255-261）。このうちで福井氏と譚氏が編纂史料にもとづいて論じているのに対し、王氏は編纂史料をふまえながら吐魯番文書をはじめとする出土文献をも利用して論じており、その意味で新たな成果が付与されたといえる。小稿ではこれらの先行研究に導かれながら、その後に気づいたいくつかの関連史料（編纂史料及び出土文献）を取り上げ、「祠」から「寺」への変化の過程をあらためて検証するとともに、その経緯についてささやかながら私見を述べようとするものである。

2. 編纂史料に見える「祠」の事例とその検討

編纂史料の中で仏寺を「祠」と称する早い時期の事例としては、劉宋の范曄（398～445）が撰述した『後漢書』卷42楚王英伝に引かれた明帝の詔があげられる。これは永平8年（65）の詔であり、范曄は恐らく手を加えることなく、そのままの表現で引用しているものと考える。そこには、

詔報曰、楚王誦黃老之微言、尚浮屠之仁祠、絜齋三月、與神為誓。…
とあり、さらに同卷30下の襄楷伝に引かれる延熹9年（166）の襄楷による桓帝への上疏にも

又聞宮中立黃老・浮屠之祠。

と見えている。これも上疏の一部であるので、やはり范曄の手は加わっていないものと考えられる。ここで「黃老」と並列される「浮屠之仁祠」「浮屠之祠」は、その規模や構造こそ明らかではないが、いずれも仏をまつる祠（や

しろ、ほこら)¹⁾、つまり仏教信仰のための施設であると考えられ、それが「祠」と表現されていることに注目しておきたい(鎌田 p. 128-135)。したがって、この時期にはまだ「寺」という表現はない。

さらに西晋の陳寿(233~297)が撰述した『三国志』の「呉書」にも引き続き「祠」の事例が認められる。まずその関連部分を移録しておきたい。

[史料A]『三国志』「呉書」卷49劉繇伝

笮融者、丹楊人、…乃大起浮図祠、以銅為人、黃金塗身、衣以錦采、垂銅槃九重、下為重樓閣道、可容三千余人、悉課讀佛經、…

[史料B]『三国志』「呉書」卷64孫綽伝

(孫)綽意弥溢、侮慢民神、遂燒大橋頭伍子胥廟、又壞浮屠祠、斬道人。

[史料A]の「浮図祠」及び[史料B]の「浮屠祠」の部分は、いずれも陳寿の叙述にかかわるが、これらは「浮図」・「浮屠」の「祠」を意味していると考えられ、仏寺をさしていることは明らかである。とりわけ[史料A]の「浮図祠」の場合、その施設の構造までも述べられている。そこには銅製で鍍金され錦をまとった仏像(金銅仏)が安置され(ここで仏像が錦をまとっていることから、張氏はそれが塔内=屋内に安置されていたと考える。張 p. 222 の注17)、さらに銅槃がさがり、重樓・閣道を備えており、3000余人の信徒を収容できる大規模な施設であったことがわかる。ちなみに、張氏は、これを楼塔のなかに仏像を置く楼塔式寺院の例であるとし、塔の外がわに仏龕を設けるインド起源の宮塔式寺院でなく、中国風の楼閣の要素が加わったものであると理解している(張 p. 207-208)。この「浮図祠」にかかわる記事は、『三国志』より遅れて成立した『後漢書』の卷73陶謙伝にも取り上げられているが、そこでは「浮屠寺」と記されており、これは撰者の范曄自身が生きた時代の仏寺に対する称謂にもとづき「寺」に改めたものと考えられる(王 A p. 138-139)。また北宋の司馬光(1019~1086)が編纂した『資治通鑑』は、その卷61漢紀獻帝興平2年(195)条にこの記事を繫年している。名前の詳らかでないこの「祠」は、後漢末、徐州(おそらくは下邳)に創建されたものと考えられ(福井 p. 193、鎌田 p. 136-139)、この時期に仏寺が「祠」と呼ばれていたことの重要な証左とすることができます。²⁾また[史料B]は、三国時代の呉でのことである。『資治通鑑』の関連記事をふまえると、太平3年=永安元年(258)9月~10月のことと考えられ、侍中・武衛將軍の孫綽による

「浮屠祠」破壊と「道人（僧侶）」殺害の記事である。いずれも史料の残り方による制約はあるが、これらから後漢末～三国時代（呉）において、仏寺を「祠」と称する事例の存在を確認できる（王A p. 138-141、譚 p. 255-260）。こうした事例から見て、陳寿は范曄と異なって仏寺への「祠」字使用に対して違和感をもっていなかったことがわかる。しかしながら、これ以降、中国本土（ひとまず華北及び江南地域を、このように表現する）における編纂史料の中からは、仏寺を「祠」と称する事例を見つけることができなくなる。

ところが、中国西方に位置する敦煌の仏寺に関する編纂史料のなかからは、西晋以降の「祠」の事例を搜し出すことができる。それは、南朝梁の僧祐（445～518）が撰述した『出三藏記集』卷11に収められた「閔中近出尼二種壇文夏坐雜十二事并雜事共卷前中後三記第十三」の後記の部分である。

[史料C]「閔中近出尼二種壇文夏坐雜十二事并雜事共卷前中後三記第十三」
の後記

卷後又記云、秦建元十五年十一月五日、歲在鶴尾、比丘僧純・曇充從丘慈高德沙門仏団舌弥許、得此授大比丘尼戒儀及二歲戒儀、從受坐至囑授諸雜事。今曇摩侍出、仏団卑為訳、慧常筆受。凡此諸事、是所施行之急者、若為人師而不練此、此無異於土牛後人也。

涼州道人竺道曼、於丘慈因此異時來与燉煌道人。此沙門各各所住祠、或二百或三百人為一部僧。比丘尼向三百人、凡有五祠、各各從所、使僧祠依准為界、內無共說戒法也。常暮說戒、說戒之日、比丘尼差三人、往白所依僧云、今日當說戒。僧即差二人、往詣比丘尼。僧知人數、還白大僧云、比丘尼凡有若干、於某祠清淨說戒、普共聞知。如是三白、比丘尼便自共行籌說戒、如法僧事。…

これは、僧祐が、撰述の時点で、この経典の末尾に残っていた後記をそのまま収録したものと考えられる。³⁾ここには「五胡十六国」時代の前秦建元15（379）年の紀年があり、後段の部分に見えるように、このころ敦煌には沙門（僧）の居住する「祠」があり、そこには200人ないし300人がひとつの僧團（サンガ）を形成していたこと、また比丘尼（尼）たちは300人近くいて、あわせて5つの「祠」があったことが記されている。⁴⁾こうした記述から、敦煌では中国本土よりも遅く、4世紀後半まで仏寺を「祠」と称しており、そこは多くの僧尼の居住する修行の場としての「祠」であったことが理解できる。

3. 編纂史料に見える「祠」から「寺」への移行

それでは、いつごろ仏寺に対する称謂が「祠」から「寺」に移行したのであろうか。後漢の明帝時代（57～75）に創建されたという伝承をもつ白馬寺について検討された王氏は、西晋の竺法護が太康10年（289）に漢訳した『文殊師利淨律經』と『魔逆經』の題記に、洛陽の「白馬寺」の名が見えることから、「祠」を改めて「寺」としたのは西晋以後のことであると断じている（王A p. 141）。王氏はとくに典拠を明示されなかったが、これらは、いずれも『出三藏記集』卷7に収録されているもので、例えば「文殊師利淨律經記第十八 出經後記」に、

經後記云、沙門曇法護、於京師遇西國寂志、從出此經。…太康十年四月八日、白馬寺中、聾道真對筆受。…

とあり、また「魔逆經記第十五 出經後記」に

太康十年十二月二日、月支菩薩法護手執梵書、口宣晋言、聾道真筆受、洛陽城西白馬寺中始出。折顯元写、使功德流布。一切蒙福度脫。

と記されている部分を指している。このほかに『出三藏記集』卷7には（王氏が引用された事例も含めながら取り上げてみると）、後漢の建安13年（208）に「仏寺」「許昌寺」（「般舟三昧經記第八」）、三国・魏の高貴鄉公の正光（正元の誤り）2年（255）に「洛陽城西菩薩寺」（「道行經後記第二」）、西晋の泰（太）始2年（266）に「長安青門内白馬寺」（「須真天子經記第五」）、西晋の太康3年（282）に「陳留界倉垣水南寺」及び太安2年（303）に「倉垣水北寺」（「放光經記第三」）、西晋の永嘉2年（308）に「天水寺」（「普曜經記第六」）など多くの「寺」を称する仏寺名を認めることができ、先の〔史料A〕〔史料B〕の事例とあわせ見れば、後漢末から三国時代にかけて、中国本土では、まさしく「祠」と「寺」とが混淆して使用されていたことになる。いずれにせよ、こうした理解の前提には、『出三藏記集』所収の題記部分に後人の手が加えられていないことがある。

くわえて「五胡十六国」時代の後秦の僧で、鳩摩羅什の弟子であった僧肇（384～414?）が著した『肇論』の「般若無知論第三」に付された「答劉遺民書（劉遺民に答える手紙）」には、「大石寺」「瓦官寺」「中寺」「石羊寺」の仏寺名が認められる。この手紙が書かれた「八月十五日」は、後秦の弘始11年（409）のことと推定されており（塚本B p. 150-152）、この文面に後人の手が加えられていないとするならば、5世紀初めの後秦の都長安に「寺」を称する仏寺が存在していたことになる。

ちなみに北斉の魏収が撰述した『魏書』（554年完成）卷114釈老志からは、仏寺としての「祠」の事例は、すでに紹介した『後漢書』の楚王英にかかわる崇仏記事（「楚王尚浮屠之仁祠」）を引用する部分以外に見いだせない。⁵⁾また釈老志では、その本文（魏収による叙述部分）を除くと、そこに引用された詔のなかで仏寺に対して「寺」が使用されるようになるのは、5世紀半ばの文成帝（高宗）の詔からである。ただし、この場合も魏収による文字の改変の可能性が小さいことを前提としている。⁶⁾今、試みに、釈老志のなかで北魏の皇帝の詔に仏寺としての「寺」が現れるまでの推移を具体的な事例で示してみたい。ちなみに、釈老志の本文では、道武帝（拓跋珪、代王386～398、北魏皇帝398～409）による中山平定（396～398）の記事に

太祖平中山、經略燕・趙、所逕郡國佛寺、見諸沙門・道士、皆致精敬…とあるのが初出で、早くも4世紀末の叙述部分に認められる。

[史料D]

ア.（道武帝）天興元年下詔曰、夫仏法之興、其來遠矣。濟益之功、冥及存沒、神蹤遺軌、信可依憑。其敕有司、於京城建飾容範、修整官舍⁷⁾、令信向之徒有所居止。是歲、始作五級仏図、耆闍崛山及須弥山殿、加以縹飾、別構講堂、禪堂及沙門座、莫不嚴具焉。

イ.（太武帝、太平真君七年）乃下詔曰、…有司宣告征鎮諸軍刺史、諸有仏図形像及胡經、尽皆擊破焚燒、沙門無少長悉坑之。

ウ. 高宗（文成帝）践極、下詔曰、…講寺之中、致有兇党。…今制諸州郡縣、於衆居之所、各聽建仏図一区、任其財用、不制会限。…

エ. 高祖（孝文帝）践位、…延興二年夏四月、詔曰、比丘不在寺舍、遊涉村落、交通姦猾、經歷年歲。…又詔曰、内外之人、興建福業、造立仏寺、…、承明元年八月、…是月、又詔起建明寺。…（太和）四年春、詔以鷹師（曹）為報德寺。…十年冬、有司又奏、…重被旨、所檢僧尼、寺主・維那當寺隱審。…

このうちア. 道武帝の天興元年（398）の詔には「官舍を修理し整えて仏徒を居住させた」とあり、ここには修理した「官舍」に仏徒を住まわせ国家の管理下におこうとする政治的意図がうかがえ、また、同年造営された仏寺については「（仏のために）五重の塔（=「五級仏図」）と耆闍崛山殿・須弥山殿を造り、（僧のために）講堂・禪堂と沙門座を造り、つつしみて備わらないものがないようにした」とあるだけで、⁸⁾こうした種々の建物を含む仏寺全体

を「寺」と表現していないことに注意しておきたい。次のイ. 太武帝の太平真君7年(446)の詔は、有名な廃仏に関するものであるが、ここで「尽皆擊破焚燒(すべてうち壊し焼いてしまうように)」と命じられた対象は、「仏図(=塔)」と「形像(=仏像)」、そして「胡経(=非漢語で書かれた仏教經典)」とあるだけで、やはり「寺」という表現はない。その後、ウ. 文成帝践極(452)の詔にいたって「講寺の中(經を講じる寺の中)」という表現が認められるが、その一方で「今、すべての州郡県に命じて、多くの人々が居住する所では、それぞれ仏塔(「仏図」)一基を建てることを許し」云々とあり、ここにも「寺」でなく「仏図」とのみ見えている。ついでエ. 孝文帝の延興2年(472)詔になって「比丘で寺舎に居住していないもの」とあり、「寺舎」の表記を見いだすことができるようになる。これ以降、同じく延興2年(472)詔の「図寺(塔と寺)」、承明元年(476)詔の「起建明寺(建明寺を建てる)」、太和4年(480)詔の「以鷹師(曹)為報德寺(鷹師の役所を報徳寺とする)」などをはじめとして、太和10年(486)の有司の奏文に引用される敕旨に「所檢僧尼、寺主・維那当寺隱審(検査する対象の僧尼については、寺主と維那がその寺についてよく調べよ)」とあるように、⁹⁾ 詔敕の中で仏寺を「寺」と称する事例を容易に見いだせるようになる。このように北魏にあっては平城に都がおかれていた時代、そのうち洛陽遷都を控えた5世紀後半以降になって詔敕の中に「寺」の使用が認められるようになることがわかる。

このように見えてくると、史料上の制約はあるものの、仏寺に対する称謂の変化についていえば、「祠」から「寺」への移行の時期については、地域による差異があったと見なしてよいように思われる。中国本土についていえば、その当初「祠」と称されていたものが、後漢末から三国時代にかけて「祠」・「寺」の事例が混淆するようになり、王氏がいうように西晋時代以降に「寺」の称謂が一般化したと見なしてよいように思われる。5世紀初め、「五胡十六国」時代の後秦の都長安で「寺」を称する仏寺が認められるのは、こうした称謂の変化をうけたものである。また北魏では「祠」の事例は認められなかつたが、ここでも5世紀後半に「寺」の使用が一般化するのは、やはりこうした動向と無関係ではなかつたであろう。このような流れの中にあって、西方の敦煌では4世紀後半(西晋以降)にあっても依然として仏寺に対して「祠」が用いられていたことになる。

4. 西陲出土文献に見える「祠」の事例とその検討

次に出土文献に見える「祠」の事例について検討しておきたい。この点について最初に言及されたのは王氏である。今、王氏が引用する出土文献を中心に、いくつかの出土文献を付け加えつつ検討してみることにしたい。

(1) トルファン盆地における「祠」

中国西北部に位置するトルファン盆地のアスター古墓群から出土した漢語文献のなかには、この地における仏教受容の様相を伝える史料が多数含まれている。そのうちの高昌郡時代（4～5世紀半ば）の文献（文書、典籍）を検討するなかで、王氏は、次にあげる【史料E】～【史料H】を根拠に、高昌郡時代の高昌城内では仏寺が「祠」と呼ばれていたことを明らかにされた（王A p. 137-142。以下、『吐魯番出土文書』からの引用は、録文本の場合は「録」、図録本の場合は「図」と略記する。また、吐魯番出土文献の編年については、王Eに拠る）。

【史料E】「僧□淵班為懸募追捕逃奴事」（北涼緣禾4年（435）10月以前、75TKM96:21、第一冊録p.76、[壱] 図p.36）

（前缺）

- 1 還奴婦□魄參軍□
- 2 浮遊不出也。去九日□
- 3 得者募毬十張。得者將詣唐司馬祠取攢^(檢)
- 4 受募、不負言誓也。
- 5 五月十日僧□淵班

【史料F】「祠吏翟某呈為食麦事」（高昌緣禾5年（436）6月11日以前、75TKM91:16(a)、第一冊録p.155、[壱] 図p.77、朱筆で「璘」字あり）

（前缺）

- 1 □月一日□
- 2 □食麦拾久斛貳斗。超度一人、從田地來、住祠八
- 3 □食麦八升、合陸斗四升。都合拾久斛拔斗四升、請紀識。
- 4 祠主 度
- 5 □□ 祠吏翟○呈

[史料G] 「殘床・粟・酒帳」(高昌闕爽建平6年(442)10月以前、75TKM 91:12、第一冊録 p. 160、[壱] 図 p. 78)

(前缺)

- 1 □ 久升、除出用九升三□
- 2 □ 殘床・粟陸拾斛□
- 3 □ 祠下蒲陶得□
- 4 □ 合除酒十四斛□
- 5 □ 用九斛□

(後缺)

[史料H] 「金光明經卷二為索將軍合家題記」(新疆ウイグル自治区博物館所蔵、池田B p. 84))

- 1 金光明經卷第二 凡五千四百卅三言
- 2 庚午歲四月?十三日、於高昌城東胡天南太后祠下、為索將軍仏子妻
息合家、寫此
- 3 金光明一部。斷手記竟、筆墨大好、書者手拙、具字而已。後有□□
□
- 4 □之吉、疾?成仏道。

このうち [史料E] は、北涼緣禾4年(435)10月以前の文書と推定され、逃げた奴の追捕にかかわって出された僧の□淵による懸賞の掲示で、奴を捕らえたものは「唐司馬祠（唐という姓で、官職が司馬であった人物を供養するために建立された「祠」、すなわち仏寺の意）」に至るようにとの内容であると解される。次に [史料F] は、「超度（という僧）一人が田地県からやってきて祠に滞在すること8日、1日につき食料として麦8升、合計6斗4升となる」との内容から、仏寺に滞在する者（この部分では僧）に対する食料支給の報告書であると考えられ、「祠主の度」という僧侶と、この文書の上呈者である「祠吏翟」某の名が末尾に見えている（王B p. 79、王F p. 540-541）。ここから、「祠」には、その管理責任者である「祠主」（のちの三綱のうちのひとつ、寺主に相当）がいたこと、また「祠」は当該政権の管轄下におかれ、「祠吏」が事務処理に関与していたことなどをうかがい知ることができる。また [史料G] は、「祠下蒲陶（祠下の葡萄）」という断片的記載である。

最後の [史料H] は、『金光明經』卷二の題記で、このなかには「高昌城の東にある胡天の南に位置する太后祠」と見えている。この「太后祠」は「唐

「司馬祠」と同様に、高昌城内に存在した「祠」のひとつで、具体的な「祠」名のわかる事例である。王氏は、この「太后祠」が、麹氏高昌国時代の「高昌某歳諸寺官絹捐本」(67TAM92:46(a)、45(a)、50/2(a)、50/1(a)、44(a)、49(a))に見える「太后寺」(第五冊録 p. 181-183、[貳] 図 p. 261-262)と同一であるとし、高昌郡時代から高昌国時代にかけて「祠」から「寺」への称謂の変化が見られる証左とされた。しかしながら、その後、王氏は、李遇春氏の所説¹⁰⁾をふまえながら、[史料H]に見える干支の「庚午歳」を張氏高昌国の建初2年(490)と論証することで、高昌郡時代に仏寺が「祠」と呼ばれていたとする従前の見解を訂正され、5世紀末の張氏高昌国時代までも呼ばれていたとされた(王C p. 57-59)¹¹⁾。なお池田氏は「庚午歳」を430年に比定されているが(池田B p. 84)、ここでは王氏に従っておきたい。

以上のうち、[史料E](北涼政権の高昌郡時期に属すと推定される)、[史料F](判然とはしないが、高昌郡が北涼政権の支配から切り離された可能性を含む時期に属すと推定される)、そして[史料G](闕爽が高昌太守として支配していた時期と推定される)の3点が、ともに5世紀前半に書写されていることは確かである。これらは、トゥルファン盆地の東側が主に河西地方に成立した政権下の郡(高昌郡)とされた時期から、盆地として政治的に自立するにいたる過渡期の史料群といってよい。これに対して[史料H]は、王氏の考証に従えば、5世紀末、張氏高昌国時代に属す史料ということになり、トゥルファン盆地が盆地として一つのまとまった世界を形成した時期に属している。そこで、ここでは、王氏が取り上げなかった、この二つの史料群の間にあたる時期の[史料I]を紹介し、高昌城内の仏寺に対して「祠」の称謂が使用され続けてきたことを確認しておきたい。

[史料I]「仏說菩薩藏經卷一涼王且渠安周題記」(承平15年 [457]、書道博物館所蔵、池田B p. 87)

1		廿六紙半
2	仏說菩薩藏經第一	一校竟
3	大涼王大且渠安周所供養經	
4		承平十五年歲在丁酉
5		書吏臣 樊 海 写
6		法師 第一校
7		法師 第二校
8		祠主道 □

これは、「大涼王の大且渠安周が供養する所の経」の字句に示されるように、涼王且（沮）渠安周の命によって承平15年（457）に書写された供養経『仏説菩薩藏經』の題記である。それはまた「書吏、臣の樊海が写した」とあるように書記役の官吏が書写しており、宮廷写経としての性格が強いものである。その末尾に見える「祠主の道□」とは、[史料F]の「祠主度」と同一の表記であり、高昌城内では「祠」の管理責任者としての「祠主」が、この時期にもおかれていたことを確認できる。

ここに見える且渠安周とは、北魏によって滅ぼされた北涼政権の王族の人である。安周は、兄の且渠無諱とともに、高昌城に拠る闕爽を擊って高昌城を占拠し（442年）、翌443年に無諱は涼王を称し承平の元号を定めた。その翌年無諱が没すると安周が王位を継ぎ、450年には交河城に拠る車師前国を滅ぼし、トゥルファン盆地の統一をなしとげた。その後、この政権（高昌北涼政権もしくは沮渠氏高昌国などと称される）は460年柔然によって滅ぼされるまで続く。その成立は、この地が中国王朝から切り離され盆地として独自の道を歩みをはじめる契機となったといってよい。安周が、深く仏教に帰依していたことは、このほかにも彼の名が題記に記された多くの写経が発見されていることからも知られる。例えば、「某経持世第一涼王且渠安周、丹揚郡張休祖題記（己丑歳〔449〕）」、「十住論卷七涼王且渠安周題記」、「華嚴經卷廿八涼王且渠安周題記」などがあり（池田B p. 86-88、小田 p. 52-54）、くわえて「涼王大且渠安周功德碑」（碑文には「祠」字も「寺」字も認められないが）からも、安周の仏教信仰の深さをうかがい知ることができる（池田A p. 102-108、栄 p. 65-92）。¹²⁾

以上あげた〔史料E〕～〔史料I〕の事例から、5世紀の高昌城では、依然として仏寺が「祠」と称されていたと見なしてよいようと思われる。

これに加えて、同じくトゥルファン盆地の田地城で書写された北涼の縁禾3年（434）の紀年をもつ仏典の題記〔史料J〕にも、やはり仏寺に対して「祠」字が使用されているのを認めることができる。

〔史料J〕「大方等無想大雲経〔卷六〕比丘法融題記」（北涼縁禾3年〔434〕9月）（JF320、池田B p. 84）

1 大方等无想大雲経第

2 縁禾三年歲次甲戌九月五日、於田地城北劉居祠、写此尊（経）、願持此功德、

3 施与一切衆生、背得撚？持、超入法城、獲无生忍、成无上道。

これは「比丘法融」の供養経である『大方等無想大雲経』の題記であるが、その2行目に「田地城の北の劉居祠において此の尊（い経）を写す」とあり、これから、5世紀前半、田地城内の北に「劉居祠」、すなわち劉居という人物の供養のために建立された仏寺（姓名+「祠」の形式）が存在していたことがわかる。これも5世紀のトゥルファン盆地における「祠」の事例に加えることができる。

(2) 伊吾における「祠」

ところで、王氏は、さらに次の2つの史料に見える年号と干支を検討するなかで、トゥルファン盆地の東方、同じ天山山脈東部南麓に位置する伊吾（ハミ）でも、5世紀中葉に「祠」を称する仏寺が存在したことを指摘している（王D p. 149-154）。

[史料K] 「仏説弁意長者子所問經比丘申宗題記」（太安元年 [450] 正月、S2925背、池田B p. 86）

1 [太歲] 太安元年 在庚寅正月十九日、写訖伊吾南祠。
2 比丘申宗、手拙人已。難得

[史料L] 「戒縁卷下比丘法救題記」（太安4年 [453] 7月、北地字76、BD00072、池田B p. 86-87）¹³⁾

1 戒縁下卷
2 比丘法救所供養経。安^レ太四年七月三日、唐兒祠中写竟。首薄可愧、願使一切□

これらはいずれも仏典の題記で、それぞれ「伊吾南祠」と「唐兒祠」と呼ばれる「祠」で書写されたと記されており、いずれの「祠」も仏寺と見なすことができる。このうち [史料K] の「太安元年」について、これを北魏の元号（455年）に比定するジャイルズ及び中田勇次郎両氏の説に対して、池田氏は干支と一致しないことを理由にそれを退け、逆に干支の「庚寅」にもとづき450年に比定された。したがって [史料L] の「太安四年」も453年とする。くわえて池田氏は、この「太安」を西陲で使用されたが後世に伝わらなかった元号であると述べておられる（池田B p. 86-87）。池田氏の説に依拠

する王氏は、「太安」を伊吾で使用された元号であるとし、これを使用したのは伊吾に逃れた河西からの遺民による政権で、柔然の支持をうけ北魏に敵対した勢力であると推論する。また「唐兒祠」について、西涼滅亡直後に伊吾に移り柔然に臣を称して伊吾王となった唐契の時代に、弟の唐和らによって建立されたものであると推測する（王D p. 149-154）。¹⁴⁾ いずれにせよ、伊吾においても5世紀半ばに仏寺が「祠」と称されていたことになり、これがトルファン盆地の事例と時期の上で符合していることに注意しておきたい。

(3) 河西地方における「祠」

次に河西地方における「祠」の事例を確認しておきたい。そのうち敦煌については、すでに編纂史料の項で取り上げた〔史料C〕のように、前秦の建元15（379）年に敦煌では仏寺が「祠」と称されている事例が存在した。その後、敦煌でいつごろ仏寺が「寺」と称されるようになったかという点について確認しておくと、例えば北魏太和8年（484）以前に書かれたとされる「大般涅槃經卷十六比丘法救題記」（奈良薬師寺所蔵、池田B p. 92-93）に見える「長樂寺」を一つの証左とすることができる。

1 大般涅槃經卷第十六

2 被說即校定已
3 比丘法救所洪養經

（卷末心軸及紙面末尾存後筆細字二行）

- 4 太和八年歲次甲子、夏坐之中、景都所遣法師字道表、本是清州之人。
學問既周、照旨往喚？
- 5 在都□三五之年、聖恩遣至敦煌、宣化愚惑。即於其年、在城東長樂
寺上、講涅槃一部。

ここには「太和八年」の紀年があり、5世紀後半の敦煌で仏寺に対して「寺」が使用されるようになっていたことがわかる。なお、この事例は、すでにふれた『魏書』釈老志所載の北魏皇帝の詔敕の中で仏寺を「寺」と称するようになった時期と符合している。

次に、敦煌の東に位置する酒泉で書写された『律藏』の題記に見える「祠」の事例を取り上げておきたい。

〔史料M〕「律藏初分卷三沙門進業題記」（西涼建初12年 [416] 12月、北0868、

- 1 律藏初分第三卷 曇无德律 進業也。
2 建初十二年十二月廿七日、沙門進業、於酒泉西域陌北祠写竟、故記之。

ここには、「建初十二年十二月廿七日に沙門の進業が、酒泉の西域にある陌北祠で写し竟えた」とあり、西涼の建初12年（416）の酒泉に「陌北祠」という名の仏寺が存在したことが知られる。このような酒泉の事例をふまえると、敦煌でもやはり同じころまで仏寺を「祠」と称していたとの推測も可能で、河西地方では5世紀初めまで「祠」が使用されていたと見なして大過ないであろう。

4. 結びにかえてー「祠」から「寺」へー

以上、仏寺に対する「祠」という称謂の事例について編纂史料・出土文献をあわせて検討してきたが、ひとまず次のように整理しておきたい。まず中国本土では3世紀ころまで「祠」が使用されていたと考えられるが、その後次第に「寺」に移行していき、西晋以降はもっぱら「寺」が使用されるようになったと考えられる。これに対して周辺部では遅れ、平城時代の北魏では5世紀後半にならなければ「寺」の確かな事例を見いだすことはできなかつた。これは5世紀初めに酒泉でなお「祠」が用いられているように、西方の河西地方での「祠」の使用時期とも符合していた。さらに西の伊吾やトゥルファン盆地に目を転じると、ことにトゥルファン盆地では5世紀末まで「祠」の事例を見いだすことができた。こうした事例から、中国本土でも周辺部でも仏寺はまず「祠」と称され、その後「寺」に改められていったことは明らかである。こうした移行は中国本土で先んじておこり、やがて周辺部に及んでいった。ただし、周辺部での移行の時期の違いには、それぞれ個別の事情が存在したはずであるが、今のところそれを詳らかにすることはできない。とはいえ、トゥルファン盆地での5世紀末における「祠」の事例の存在は、「寺」への移行があまりにも緩慢であったような印象をもつ。

それでは最後に、中国本土で、当初「祠」と称していた仏寺が、なぜ「寺」と称されるようになったかという点について、先学の成果を紹介しつつ検討を加えることで、小稿の結びにかえたい。

仏寺を「寺」と称するようになった経緯については、北宋の贊寧『大宋僧史略』卷上創造伽藍条などの記述にもとづき、外国からの賓客を迎える官舎

を備えていた官府、鴻臚寺の「寺」に由来するといわれ、そうして建立された最初の仏寺が洛陽の白馬寺であるとされてきた。つまり、鴻臚寺は、当初、西方からやってきた僧侶が滞在する場所であり、のちに仏寺を建立するにあたって最初に滞在した官舎を管轄する鴻臚寺の「寺」をとって仏寺を「寺」と称したというのである（「寺」＝鴻臚寺起源説）。したがって、中国での仏寺建立の比較的早い時期から「寺」と称される建物が存在したことになる。こうした理解に対しては、後漢～魏晋南北朝時代の史書にこうした事実の具体的な叙述がないことや、すでに述べてきたように、仏寺が当初「祠」と称されていたことなどから、「寺」＝鴻臚寺起源説は史実としては否定されてきた（福井 p. 186-189、王 A p. 140-141）。その結果、「寺」が使用されようになつた経緯については、いくつかの見解が出されてきたのである。

例えば、清末の愈樾の説にもとづく福井氏は、「寺」は「畤」に由来するという（福井 p. 186-197）。すなわち、愈樾は、西戎からおこったとされる秦で、襄公の時に作られた「西畤」（福井氏は、中原での上帝に対する祭祀と同じ意と解する。福井 p. 195）に注目し、仏教が西戎の地をへて中国に入ったことと関連づけ、中国における在来の神と区別する意味で「胡神」である仏を祀る場として、「西畤」の「畤」から「田」を取った「寺」を採用したという。したがって官舎を意味する「寺」とは区別されるべきで、仏寺の称謂としては本来の「畤」に戻すべきであると愈樾は主張する（「寺」＝西畤起源説）。「祠」から「寺」への称謂の変更を認める福井氏も愈樾の見解に従うのであるが、これについては、「祠」から「寺」に称謂が変更される際に、わざわざ春秋時代初めの秦の襄公の西畤を作るという故事が想起され、「畤」から「田」を去った「寺」が用いられたとは考え難い。

また同様に「寺」＝鴻臚寺起源説を否定する王氏は、顧炎武の説（『日知録』卷28寺の条で、「寺」には奄豎、すなわち宦官の意があると述べる箇所）を援用しながら、結婚することなく跡継ぎがない仏徒（僧侶と理解。筆者）と、やはり跡継ぎがない宦官の生き方・在り方との類似性から、こうした仏徒の居住する仏寺に対して通俗でわかりやすい「寺」が使われるようになったのだという（「寺」＝宦官起源説。王 A p. 140-141）。王氏の場合、施設そのものに対する称謂、すなわち「寺」は、仏寺で仏に仕える僧侶と類似の生き方をしていると見なされた宦官の称謂（「寺」）に由来するという推論であるが、こうした人間の生き方や在り方の類似性から施設に対する称謂が想起されたという推論は、やはり根拠が弱いように思われる。王氏がいうように、こうした類似性に由来する称謂が通俗でわかりやすかったとすれば、後漢か

ら魏晋代にかけて宦官を「寺」と称することが一般的でなければならないはずであるが、こうした証左は王氏によってあげられていない。したがって現時点では「寺」 = 宦官起源説に従うことはできない。

これに対して、譚氏は、漢魏以来の「浮屠祠」及び「浮図」・「仏図」(=塔、ストゥーパ)など仏教建築に対する称謂が、「寺」及び「塔」に改称されていく過程を検討するなかで、「寺」については東晋十六国以後の僧官制度の発展と密接にかかわっており、ことに僧団の居住する堂舎が僧司管轄の官舎(=寺)として組みこまれたことに関連して使用されるようになっていったと述べている(「寺」 = 官舎起源説、譚 p. 255-260)。その証左として『魏書』釈老志などの叙述内容を検討され、[史料D]のアのように北魏では官舎を修繕して仏徒を居住させていることなどが取り上げられる。釈老志の叙述は、「寺」の称謂が現れる後漢末～三国時代より後代に属しているが、西晋時代までは漢人の出家が制限されているなど外来宗教である仏教に対する当該政権からの制約が強かったことをふまえれば、¹⁵⁾僧侶が居住する施設、すなわち仏寺も当該政権によって管掌されていたであろうことは想像するに難くない。つまり仏寺も当該政権の管轄下におかれたことから官舎の範疇に含まれると認識され、「寺」と呼ばれるようになったとする譚氏の見解には一定の合理性が認められ、ここではひとまず譚氏の説を支持したいと思う。なお、付言すれば、「寺」という文字が、信仰の対象である仏像を安置する建物及び仏塔(ストゥーパ)、そして僧侶が修行し居住する建物などすべてを、その当初から包括する語であったかどうかは、冒頭でふれた張氏の指摘も念頭におきつつさらに検討を要する点であり、今後の課題としたい。また、福井氏や王氏などによつて史実と合致しないことから否定された「寺」 = 鴻臚寺起源説も、仏寺の「寺」が官舎の「寺」に由来するという史実の伝承される過程で鴻臚寺と結び付けられ、北宋時代の文献に記載されることになったと理解すれば、「寺」 = 官舎起源説の傍証とすることも許されるであろう。

注

- 1) 「浮屠」には、「仏」を指す場合と「塔(ストゥーパ)」を指す場合があるが、この部分では『後漢書』卷42の同所に付された唐李賢等注所引袁宏『漢紀』の「浮屠、仏也」により前者の意と解する。
- 2) 鎌田茂雄氏は、笮融による「浮図祠」建立を189～193年の間、広陵・下邳・彭城のいずれかの地であるとする(鎌田 p. 136-139)。
- 3) 『出三藏記集』の史料的価値については、編者の僧祐の歴史的資質について述べた

勝村哲也「中国仏教史学は僧祐より始まる」(『大乗仏典〈中国・日本篇〉』3出三蔵記集・法苑珠林の月報27、中央公論社、1993)などを参照。勝村氏は、僧祐が引用条文に対して一々出典を明示しているという叙述態度に着目し評価する。したがって、これら題記も原文をそのまま移録しているものと考えたい。

- 4) この部分の解釈にあたっては、中嶋訳注を参照した (p. 352-357)。
- 5) 以下、『魏書』における「祠」「寺」の事例についての検索は、魏書研究会編『魏書語彙索引』(汲古書院、1999) を利用した。なお『魏書』全体においても、この例のほかに仏寺を「祠」と称するものはない。
- 6) 魏収による『魏書』の編集姿勢については、拙稿「北魏太平真君四年拓跋燾石刻祝文をめぐってー「可寒」・「可敦」の称号を中心としてー」(『アジア諸民族における社会と文化ー岡本敬二先生退官記念論集ー』 p. 89-114、国書刊行会、1984) の中で、『魏書』礼志所載祝文と一次史料である石刻祝文との内容の比較を試みながら言及したことがある。これは限られた部分の叙述に関する比較であったが、文字の異同や削除が認められ、魏収による恣意的改変が行われていることを指摘した。
- 7) 「修整官舍」の「官舍」は百衲本等に依拠したもので、中華書局本では北監本・殿本に基づき「宮室」に作っている (『魏書』 p. 3030、校勘記 p. 3057の [一四]、中華書局、1974)。
- 8) 以下、『魏書』釈老志の解釈については、塚本Aを参照した。
- 9) この時点では三綱のうち「寺主」「維那」のみが見えており、「上坐」は存在しない。ちなみに「上坐」の存在を確認できるのは、宣武帝永平2年(509)冬の沙門統惠深の上言のなかにおいてであり、北魏で三綱が整えられていく過程を確認できる。この時期の三綱については、王B p. 79-83をふまえながら、別途検討したい。
- 10) 李遇春「吐魯番出土《三国志・魏書》和仏經時代的初步研究」(『敦煌学輯刊』1989-1, p. 44-45)
- 11) 「太后祠(寺)」の「太后」について、注10)李氏は北涼の且渠牧犍・且渠無緯・且渠安周の母を指すとし、「太后祠(寺)」とは無緯・安周の兄弟が高昌に移ってから、かつて太后と称された母のために建立した仏寺であると考証しており、王氏もこれに従っている。
- 12) 王Aの考証をふまえ、栄新江氏は、この碑名を「涼王且渠安周造祠碑」とする(栄 p. 9)。
- 13) なお、『中国国家図書館蔵敦煌遺書精品選』(p. 4) は、太安4年を北魏の太安4年(458)と理解し、また文書番号をBD00072とする。以下の【史料M】の文書番号BD14668も本書によっている。
- 14) 「唐兒祠」については、敦煌太守且渠唐兒(北涼第2代の且渠牧犍の従兄弟)のために敦煌に造られた祠であるとする李正宇氏の見解もあるが(李正宇「敦煌地区古代祠廟寺觀簡志」、『敦煌史地新論』 p. 57、新文豐出版、1996)、それが誤りであることは本文を参照。なお、「唐兒祠」の事例は、京都国立博物館所蔵「大集經卷廿三仏弟子令狐算題記」(池田B p. 85)にも認められるが、その真偽について池田氏は疑問を投げかけている(王D p. 154も同じ)。以下に参考までに移録しておく。
 - 1 大集經卷第廿三
 - 2 佛弟子令狐算所供養經
 - 3 大代太平真君七年歲次丙戌十月廿日、唐兒祠中写竟。惟
 - 4 願佛弟子、修行精進、護持正法、不生輕慢。
- 15) 漢人出家の公許は、「五胡十六国」時代の後趙政権及び江南の東晋政権からであるとされる(鎌田 p. 331-334)。

[参考文献] (著者名50音順)

- 池田 溫A 「高昌三碑略考」(『三上次男博士喜寿記念論文集 歴史編』平凡社、1985)
- 池田 溫B 『中国古代写本識語集録』(東京大学東洋文化研究所、1990)
- 宋 新江「《且渠安周碑》与高昌大涼政權」(『燕京学報』新5期、1998)
- 王 素A 「高昌仏祠向仏寺の演変－吐魯番文書札記(二)」(『学林漫録』11集、1985)
- 王 素B 「高昌至西州寺院三綱制度の演変」(『敦煌学輯刊』1985-2)
- 王 素C 「吐魯番出土張氏高昌時期文物三題」(『文物』1993-5)
- 王 素D 「西陲出土写経題記所見“太安”年号的帰属」(『周紹良先生欣開九秩慶壽文集』中華書局、1997)
- 王 素E 『吐魯番出土高昌文献編年』(新文豊出版公司、1997)
- 王 素F 『高昌史稿 交通編』第六章 高昌の交通工具与客館設施、第二節 高昌の客館設施(p. 540-544)(文物出版社、2000)
- 小田義久「沮渠氏と仏教について」(『龍谷史壇』60、1968)
- 国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書』第一冊・第五冊(文物出版社、1981・1985)
- 鎌田茂雄『中国仏教史』第一卷 初伝期の仏教(東京大学出版会、1982)
- 饒宗頤主編、王素・李方『魏晋南北朝敦煌文献編年』(新文豊出版公司、1997)
- 譚 世保『漢唐仏史探真』下篇 漢至唐仏教史若干問題考弁、一 浮屠与仏、寺、塔等名詞源流考(p. 249-263)(中山大学出版社、1991)
- 中国国家図書館善本特藏部・上海龍華古寺・『蔵外仏教文献』編輯部合編
『中国国家図書館蔵敦煌遺書精品選』(2000)
- 中国文物研究所・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編
『吐魯番出土文書』[壹]・[貳](文物出版社、1992・1994)
- 張 弓「宮塔・樓塔・廊院－中国仏教寺院三様式の変遷－」(愛知大学現代中国学会編
『中国21』9、風媒社、2000)
- 塙本善隆A 『塙本善隆著作集』第一巻 魏書釈老志の研究(大東出版社、1974)
- 塙本善隆B 「仏教史上における肇論の意義」(塙本善隆編『肇論研究』、法藏館、1955)
- 中嶋隆蔵編『出三藏記集序卷訳注』(平楽寺書店、1997)
- 福井康順「仏寺の字義－特に思想的意義－」(『東洋思想史研究』書籍文物流通会、1960。
『福井康順著作集』第三巻 中国の思想と仏教、法藏館、1988に再録。なお本稿での頁数は前著)

[付記] 脱稿後、福井康順氏の所説を批判する原田淑人「中国式塔婆の起因についての一考察」(『考古学雑誌』44-3、1959)に接することができた。原田氏は、晋代以来仏寺の規模・組織・機能が官署に似通うようになったことから官署を表わす「寺」が用いられるようになったとの仮説を述べている。具体的な論拠は示されていないが、基本的には本稿の趣旨に近い。

(本稿は、日本学術振興会平成12年度基盤研究(C)「吐魯番出土仏教寺院経済関係漢語文書の整理と研究」による成果の一部である。)